（処分等に関する経過措置）

2　この政令の施行前に農林物資の規格化等に関する法律又は食品表示法の規定により都道府県知事がした指示等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）で、この政令の施行の日以後においてこの政令による改正後の農林物資の規格化等に関する法律施行令又は食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令の相当規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この項において単に「指定都市」という。）の長が行うこととなる行政事務に係るものは、同日以後においては、指定都市の長がした処分等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　森山　裕

金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十七号

金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年三月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十八号

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四の見出し中「申請」の下に「又は届出」を加え、同条中「法第二十九条の登録を受けようとする者の使用人で」を削り、「者とする」を「使用人とする」に改める。

第十五条の十の七第二号中「で第十五条の四各号のいずれかに該当する者」を削り、同条に次の一号を加える。

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

第十五条の二十八第二項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特例業務届出者（法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。以下同じ。）第十六条の十七ただし書中「備え置き、」を「備え置いて」に、「供する」を「供し、又は法第四十六条の四若しくは第四十七条の三に規定する内閣府令で定めるところによりインターネットの利用その他の方法により公表する」に改める。

第十七条の二の十第二項ただし書中「備え置き、」を「備え置いて」に、「供する」を「供し、又は同条に規定する内閣府令で定めるところによりインターネットの利用その他の方法により公表する」に改める。

第十七条の十二第一項中「とする」を「であつて、その取得する法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る私募又は私募の取扱いの相手方となる時点において、次の各号のいずれかに該当するものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　国
二　日本銀行
三　地方公共団体
四　金融商品取引業者等
五　法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利に係る私募又は同項第五号若しくは第六号に掲げる権利を有する者が出資若しくは拠出をした金銭その他の財産について同条第八項第十五号に掲げる行為を業として行う者
六　前号に掲げる者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者
七　金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社
八　資本金の額が五千万円以上である法人
九　純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）が五千万円以上である法人
十　特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人
十一　資産流動化法第二条第三項に規定する特定目的会社
十二　企業年金基金であつて、財産の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める要件に該当するもの
十三　外国法人
十四　財産の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める要件に該当する個人
十五　前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

第十七条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「この号」の下に「及び次号イ」を加え、同項第二号中「適格機関投資家等（法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家等をいう。）のうち適格機関投資家以外の者（同号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。ロにおいて「一般投資家」という。）」を「特例業務対象投資家（第一項に規定する者（第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する者）であつて、法第六十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものをいう。イ及びロにおいて同じ。）」に、「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「の者」を「の適格機関投資家又は特例業務対象投資家」に改め、同号ロ中「一般投資家」を「特例業務対象投資家」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利が次に掲げる要件に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、前項に規定する者並びに適格機関投資家以外の者であつて投資に関する知識及び経験を有するものとして内閣府令で定めるものとする。

一　当該権利を有する者（以下この項において「出資者」という。）が出資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業が次に掲げるものであること。

イ　出資又は拠出をした金銭その他の財産の額から内閣府令で定める額を控除した額の百分の八十を超える額を充てて、株券その他の内閣府令で定める有価証券（投資を行つた時点において金融商品取引所に上場されていないものに限り、内閣府令で定めるものを除く。）に対する投資を行うものであること。

ロ　投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める場合を除き、資金の借入れ又は債務の保証を行うものでないこと。

二　やむを得ない事由がある場合を除き、出資者の請求により払戻しを受けることができないこと。